

## 社会福祉法人やすぎ福祉会

### 役員に対する報酬及び費用弁償支給規程

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やすぎ福祉会の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)に対する報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (報酬)

第2条 理事長及び常務理事には、評議員会の議決により次の報酬を支給する。

- (1) 理事長 年額 3,600,000 円とし、12 で除したものを毎月支給する。
- (2) 常務理事 年額 3,600,000 円とし、12 で除したものを毎月支給する

#### (報酬の支給)

第3条 前条の報酬は、職員の支給に準じて支給する。

#### (費用弁償)

第4条 報酬の支給を受けない役員等が会議等のため出席したときは、費用弁償として1回につき9,000円を支給する。ただし、職員が役員等の職務で会議に出席した場合は、支給しない。

- 2 役員等が業務により出張したときは、報酬又は費用弁償と旅費を支給する。
- 3 前項に規定する旅費については、社会福祉法人やすぎ福祉会旅費規程に準じて支給する。ただし、この場合「特別職員」の規定を適用する。

#### (改廃)

第5条 第2条を除く、この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

#### 附 則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 9 年 4 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。